

廃棄物海洋投入処分許可申請書

2019年2月7日

環境大臣 原田 義昭 殿

申請者

住所 高知県須崎市下分乙 1111 番地

氏名 日鉄鉱業株式会社鳥形山鉱業所

執行役員 鳥形山 誠 城戸 英哲

（法人にあつては名称及び代表者の氏名並びに住所）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 ~~第18条の2第1項~~ 第10条の6第1項 の規定により、船舶 海洋施設

からの廃棄物海洋投入処分の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

△海洋投入処分をしようとする廃棄物の種類	一般水底土砂：須崎港内の新庄川河口に位置する自社バース前面における浚渫事業に伴って発生する水底土砂で、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第10条2項第5号ロの政令で定める基準に適合するもの。（詳細は別紙-1のとおり）	
※許可の年月日	年 月 日	
※許可番号		
△廃棄物の海洋投入処分に係る事項	廃棄物の海洋投入処分をしようとする期間	2019年4月1日～2019年8月31日
	海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量	体積量 49,120m ³
	単位期間において海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量	2019年4月1日～2019年8月31日：49,120m ³
	廃棄物の排出海域	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成17年環境省令第28号）第6条第1項に規定するIV海域のうち、以下の点を中心とした半径200mの円に囲まれた範囲内の海域。 北緯33度17分47秒 東経133度22分03秒 （詳細は別紙-2のとおり）
	廃棄物の排出方法	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成17年環境省令第28号）第6条第1項に規定する排出方法で実施する。なお、船舶の航行中には排出しない。 （詳細は別紙-3のとおり）
△廃棄物の排出海域の汚染状況の監視に関する計画に係る事項	監視の方法	別紙-4のとおり
	監視の頻度	別紙-4のとおり
備考		
1 ※の欄は記入しないこと。		
2 △の欄にその記載事項のすべてを記載できないときは同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		

（日本工業規格 A列4番）

